

第 40 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 3 年 1 月 22 日（金）
10 時 00 分 ～ 12 時 05 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，入部，岩田，川瀬，佐藤，関根，滝浦，
田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査及び事務局は，文化庁特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 39 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）
- 3 「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」の概要（案）
- 4 「公用文作成の要領」を改定する場合の例（参考資料）（素案）
（「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」要約版）

〔参考資料〕

- 1 「しょうがい」の表記のあり方について（佐藤久夫氏御提供資料）
- 2 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について
検討を求むるの件（平成 30 年 5 月 30 日 衆議院文部科学委員会決議）
- 3 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日
参議院文教科学委員会）
- 4 障害の表記の在り方に関するアンケート結果（平成 22 年 4 月 内閣府）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 公用文関係資料集
公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
文部科学省用字用語例
文部科学省送り仮名用例集
外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。

- 3 事務局から、参考資料4「障害の表記の在り方に関するアンケート結果（平成22年4月 内閣府）」について説明があり、参考資料1「「しょうがい」の表記のあり方について（佐藤久夫氏御提供資料）」も含めて意見交換が行われた。
- 4 事務局から、配布資料2「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）（案）」、配布資料3「「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」の概要（案）」及び配布資料4「「公用文作成の要領」を改定する場合の例（参考資料）（素案）（「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」要約版）」について大まかな説明があり、その後、配布資料2を順に読み上げながら説明を加えた上で質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 次回の国語課題小委員会について、令和3年2月26日（金）午後1時から午後3時までの開催であること、開催方法及び会場については決まり次第連絡することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から第40回、今期第6回の国語課題小委員会を開会いたします。新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますけれども、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議事は、（1）官公庁における文書作成について、（2）常用漢字表について、（3）その他ということになっております。まず、「常用漢字表について」を検討し、続けて、「官公庁における文書作成について」、そして「その他」という順で協議を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、常用漢字表に関する議事に入ることとします。前回、昨年12月18日の国語課題小委員会では、日本社会事業大学名誉教授で、元障がい者制度改革推進会議の構成員でもいらっしゃった佐藤久夫さんにお越しいただき、ヒアリングと意見交換を行いました。ヒアリングと意見交換の内容については、配布資料1にある議事録（案）で改めて確認いただいた方もあるかと思えます。また、そのときの佐藤さんが提供くださった資料を参考資料1として、そして、国会の委員会決議を参考資料2、3として、改めてお配りいたしました。

また、この件につきましては、今週一つ新たな動きがありましたので、お知らせしておきたいと思えます。去る1月20日に、兵庫県宝塚市の中川智子市長から、萩生田文部科学大臣に対して、「「^が碍」の字の常用漢字表への追加について（要望）」という要望書が提出されました。これは、川内博史衆議院議員と櫻井周衆議院議員が、文化庁に出向き届けてくださったとのことであります。意見書については、既に委員の皆様方に事務局からお送りして御覧いただいていると思えますので、本日を含め、今後の審議において、是非とも参考にしていただきたいと思います。

それでは、前回のヒアリングを振り返りながら意見交換をしていただきたいと思います。その前に、前回の意見交換の中で、川瀬委員から、「しょうがい」の表記について、これまでに当事者の方々を対象として行われた調査があるかとの質問がありました。それに関連して、参考資料4として、過去に内閣府が実施した「障害の表記の在り方に関するアンケート結果」を準備してもらっておりますので、事務局から、まず説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、参考資料4について御説明いたします。

前回のヒアリングの中で、川瀬委員から障害のある方の意識をニュートラルに調査したようなものはないかという御質問があり、佐藤先生の方から、内閣府が広く意見募集を行って、そのときには、「害」と「碍」がそれぞれ4割ぐらいずつの支持を集めていたといったお話がありました。その意見募集と同時期に、それとは別に内閣府が広くアンケート調査を実施しております。その中で、当事者の方たちに限った結果が見られますので、それを御紹介したいと思います。

参考資料4の23ページを御覧ください。ここで、「あなたの考えに最も合っている表記はどれですか」という問いがあり、その中で、障害がある方、ない方それぞれの答えを見ることができます。障害がある方のところを御覧いただきますと、N、つまり回答者数は464人ということです。そこでは、「うかんむり」の「障害者」が28.2%、交ぜ書きの「障がい者」が17.2%、「いしへん」の「障碍者」が2.2%、「障害のある人」が20.7%、「チャレンジド」が3.7%、「これら以外の表記」というのが13.6%、「分からない」という方が14.4%という結果になっています。その下には、障害がない方の結果、そして一番上には全体の結果がございます。こういった調査が平成22年当時に行われております。

ただ、1点だけ申し上げておきたいと思えますのは、27ページを御覧ください。この調査を行う際に、ここにある「調査の背景・趣旨」というものを、事前に回答者に御覧いただいた上での回答であるということです。この「調査の背景・趣旨」の中には、ちょうど4段落目に「なお、現在、文化庁の文化審議会(国語分科会漢字小委員会)において常用漢字表の見直しについて検討を行っている」とあり、その中で、この「障碍」という言葉が仏教用語として良くない意味で使われてきたことが説明されているという情報が書かれています。それを、事前に読んでいただいた上での回答であるというところには留意していただきたいと思えます。

以上です。

○沖森主査

ただ今の説明について、質問や感想などがあればお願いいたします。

○関根委員

調査に関してです。NHK放送文化研究所で出している『放送研究と調査』の今年の3月号に、障害者団体に対して「障碍」の表記に関して行ったアンケートの結果が載っていました。内閣府の委員会あるいは厚労省の部会に委員を出している13の障害者団体が対象で、それによると、どのような表記を使うのがよいと考えていますか、あるいは実際に広報紙やホームページなどでどの表記を使っていますかという質問に対して、「障碍」を使った方がよい、あるいは実際に使っているとしたところはないという結果が出ていました。13団体ということなので、この数はどうも少なく感じるんですけども、国の委員会や部会に委員を出しているということでは全体を代表していると考えていいのか、その辺りはちょっと分かりませんが、この調査を見る限りでは、「碍」を使うことが当事者間で合意されているとは、現時点では言えなさそうで、実態をもっとよく見ていく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○田中(ゆ)委員

ただ今関根委員がおっしゃっていたような形での『放送研究と調査』の結果を踏まえてなんですが、本日の資料となっている内閣府の調査は平成22年のものですから随

分時間がたっているのです、やはり今回のことに関連した調査というものは改めて行った方がいいのではないかと思います。

この内閣府の調査のところについて私自身まだちょっと調べが足りていないので、もう既にどなたも御存じのことなのかもしれませんけれども、サンプル数が9,000と、そこそこあるんですけれども、このサンプルの選び方というのは、抽出方法も含めどうやって選んだのかなということが気になります。また、インストラクション（教示）があつての調査なので、もし再調査するのであれば、インストラクションの有無をよく考える必要がある。あと、割り付けですよ。こういった、民意と言っているのか分からないですが、一般の国民の感じ方というものを調査するというのと、それとは別に、関連団体をできるだけ網羅的に抽出して、これは御返事があるかどうかは分かりませんが、同じような調査ができるといい。こちらの方は経緯のインストラクションを付けるかどうか、ここまで積み上げてきたものを知っていただくということを調査とは別にやるのか、調査とセットでインストラクションとして入れるのかというのは少し迷うところですけども。ともかく、古いデータはあるけれども今のものはないということで、団体と、それから普通に生活している人たちがどう考えるのか、それから障害をお持ちの方とそうでない方とで考え方の違いはあるのかということ、把握してからでないと、やはり次に説得力を持って進めることは難しいのではないかなということはいままで感じていました。

本日御提示いただいたもの、それから『放送研究と調査』のものは、私自身も発表されたときから読んでいたのですが、それを踏まえてもなお、だからこそやはりちゃんと改めて調査すべきなのかなということをおもっています。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

前回お話しくださった佐藤先生が、次の調査は、たしか2021年という御発言をなさっていたので、その中で何らかの形で盛り込んでいただけるように働き掛けるということができるのであれば、それとこの平成22年のデータを見比べてみるというのも一ついいのかなと思います。

ただその一方で、民意を広く知るといってもとても大切で、それも私たちの判断基準のすごく大事なところになると思うんですが、飽くまでもやはり求められているのは、常用漢字表に入れるのか、入れないのかというところ、そこだけはやはり忘れないようにしておいた方がいいんじゃないかなと思っております。

○沖森主査

ほかに質問あるいは御感想等ございましたらお願いいたします。

○善本委員

先ほど御説明もありました、後から送られてきた宝塚市の市長さんからの要望書というものを拝見して改めて思ったんですけども、ここで、宝塚市では「碍」の字を使うようにしているということの根拠として、国語分科会の確認事項で、常用漢字表は現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安であり、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである、地方公共団体等において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではないと言っているということが書かれています。それぞれ事情を考慮して使っているものなんですよということを言われたので使っていますと読めるんですね。

一方で、常用漢字とすることを検討してきた中で、やはり我々にとっての大きな懸念事項になっているのは、先ほども御説明があったところですが、「碍」の字が「障碍（しょうげ）」として使われた場合の非常にネガティブなイメージ、それを払拭することができないんじゃないかということがあって、使ってもいいんですよということと、そこが心配だということのスタンスがちょっとうまく整理できていないなという感じがしています。個々に、常用漢字でなくても使ってもいいんじゃないかと我々が国語分科会として発信している、それを根拠に使い始めた、でも、教育現場等で拡充するために常用漢字に入れてくださいというのが今回の要望に書いてありますけれども、懸念事項があることとの整理、もう少しそこは踏み込んだ整理がやはり必要なんじゃないかなと思っています。

それに関して、前回、佐藤先生からは、古い昔の話を持ち出さなくてもいいんじゃないかというニュアンスのお話があったかなと思うんですけども、それは、漢字の歴史とか成り立ちを考える上では、多分おろそかにできないことだろうなと思いますので、そこをどのように理解していただいて、その差をそろえるかということがちょっと重要なんじゃないかなと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

「碍」を常用漢字表に入れるということと、その「碍」が歴史的に見てネガティブなイメージにも使われてきたこと、ここのところをやはりきちっと整理して考える必要があると思います。

先ほども善本委員がおっしゃいましたけれども、昔のことを持ち出さなくてもいいというふうに言われても、うかんむりの「害」はちょっと不快だと思う人たちが出てきたということは、昔、その「障碍」にネガティブな、悪魔や悪霊が妨げるというような意味があった、そういう意味で使われてきたということを知る人たちというのは必ず出てくるわけで、そういう人たちの間からは、なぜこんな字を使うんだという声はやはり出てくると思うんですね。それを常用漢字表に含めるということは、常用漢字表というのは漢字使用の目安ではありますがけれども、規範にはなるわけで、ある意味でお墨付きが与えられた、そういうネガティブなイメージのある語を使ってもいいんだという公認を得られたということになり、それが、国語課題小委員会でずっと議論してきたことを壊してしまうようなことになるのではないかという懸念があります。「障碍」をネガティブな意味で使ってきたことを分かった人たちが、何で使うんだ、何でそれを常用漢字表に入れたんだと言われたときに、どう対応していいものなのかなというのが、ちょっとよく整理が付かないところがあります。

夏のオリ・パラに間に合わたいという気持ちは分からなくもないんですけども、そのように拙速にやっちゃってしまっているのかどうかというのも、ちょっと疑問があるところではあります。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

○中江委員

宝塚市長の文面も拝読させていただいて、恐らく今後もこういった形で次々にいろいろなところから出てくるのではないかなと私は思っているんです。ここでずっと話

を続けてきた中で、今、いろいろな御意見というか、「碍」の字を入れない理由というのはいろいろ出てくるわけですが、何かその辺のことを全く踏まえられていなくて、反射的な感じもちょっとしてしまうというのが正直なところなんです。

先ほどのアンケートも平成 22 年ということで、ちょっと私も古いなと思ったんですけども、やはり今かなり、例えばジェンダーの問題であるとか、これはちょっと差別的なんじゃないかということに対して、ちょっとした情報でものすごく反射的に反対の声が上がるといえるのは、SNS の影響もあると思います。例えば最近だと、コンビニエンスストアが出している「お母さん食堂」というお総菜のシリーズがあるんですけども、それに対して、「お母さん」というのが問題だというふうな意見が出て、それも SNS の中で結構やり取りがあったんです。お母さんが必ず御飯を作るとは限らないんじゃないか—ちょっと私は余りに考え過ぎなんじゃないかと感じますし、そうすると、もう「おふくろの味」も使えないとか、言葉がどンドンドンドン意味が曲がって行ってしまって、本来どういう意味だったのかということすらも失われて行って、これは差別的だとか、これは今にふさわしくないという、そっちの方ばかりが先に行ってしまうということを非常に危惧したんです。

話を戻すと、「障碍」の「碍」の字がなぜ使われなかったかということ、やはり過去の経緯というものをもう少しまとめたものがあるって、反論される前にそちらにまず目を通していただくとか、そういったことがないと、いろいろな意見がこちらに来るたびにそのことに対してまた話合いをしなければいけない—全く進まないような気が今しています。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

幾つかの論点を立ててまた御意見を頂きたいと思いますので、では、ひとまず議事を進めさせていただきます。

参考資料 1 を御覧いただきながら、少し振り返っていきたくと思いますけれども、幾つか論点があったかと思えます。佐藤さんのお話から、障害の捉え方に関する様々な立場についての考え方、障害の理解についての歴史的な変化などについて、障害者福祉の立場からの専門的な知見を教えてくださいことができました。それを踏まえまして、この委員会で更に検討し、振り返っていきたくと思います。

まず、参考資料 1 の 2 ページの C のところを中心として、まず御意見を頂きたいと思えます。国語課題小委員会では、この問題を表記の問題として捉えるだけではなくて、用語の問題として整理してきた面があります。「障害」に代えて、当事者や関係者の方たちをはじめ、みんなで合意できるような、新しく前向きな表現を考えてはどうかということが、この国語課題小委員会で話題にもなりました。このことについては、当事者や関係者がいらっしやらないところで考えるのは行き過ぎの面があるのではないかという意見もあり、具体的な用語の検討を進めるまでには至っておりません。

佐藤さんからは、新しい用語を考えるのは現実的ではなく、明るいイメージの用語にも批判が予想されるというお話がありました。こうした考え方、佐藤さんのお話について、お感じになったこと、あるいはお考えになったことがあればお伺いしたいと思えます。

そして、「障害」に限らず、人によって受け止め方の異なる用語や、差別などの問題に関わる言葉というのは、ほかにもあるのではないかと思います。例えば、「自殺」と「自死」の使い分けなどが話題になったこともあります。そのような用語に関する課題について、今後、国語分科会として何かできることがあるかというような点につい

て、御意見を頂きたいと思えます。

表記の問題ではなく、用語の問題、そして用語をめぐって今後も含めて国語課題小委員会で検討すべき課題になるのかどうか、あるいはそういった課題を論ずるべき意味があるのかどうかといったようなことについて、もし御意見、御感想等があればお願いいたします。

○滝浦委員

先日、佐藤先生のお話を伺って、大変いろいろな勉強をさせていただきました。それを聞きながら思ったことの一つでもあるんですけれども、佐藤先生が、「碍」を使うべきであるという背景、事情と言いますか、根拠として幾つかお話しになったことがありますけれども、それを伺っていると、基本的に「碍」という字の問題を論じるというよりは、「障害者」というふうに呼ばれること、呼ばれる人の気持ちという、当事者御自身の感情とか、そのこのところをお話しになる部分がかなりを占めていたと思えました。

そのことを考えても、私たちが検討してくる中で、用字の問題ではなく用語の問題、言葉そのものの問題であろうと、ある種、行き着いたところがあるわけなんですけれども、やはり「しょうがい」の「がい」という字の問題というよりは、「障害者」という言葉の問題であるという、その側面がどうしても大きいんじゃないかという思いを禁じ得ないところがありました。そうした意味でも、そこから先というのは、やはり当事者がいないところで話していってもしょうがないというところがありますので、何らかの大きな規模の調査のようなところで、字の問題、言葉の問題というところで、全部含めたような形で意見を集約していって考えていくというようなプロセスが思い描けたらよいなと感じている次第です。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか、いかがでしょうか。

○関根委員

以前、新しい言葉を作るのではなくて、作り方の枠組みと言いますか、その作り方というようなものを提示するのであれば、国語分科会としてやっていけるんじゃないかというようなことが出ていたと思うんですが、それに対して、例えば明るいイメージの表現でも駄目なんだみたいな御指摘があったというのは、我々にはなかった視点だと思うので、そういう点では、やはりその当事者や関係する人たちを含めた検討というのが必要なんだろうなと感じました。

それからもう一つ、先ほど中江委員もおっしゃっていましたが、過剰反応みたいな、あるいは思い込みによる、あるいは勘違いによるような場合もあるでしょうし、一方で、これからどうしても直していかなきゃならない、知らない間に、意識しない間に差別的に使われていて、差別意識みたいなものを醸成していく言葉というのものあると思うんですね。その辺をきちんと位置付けるというか、今後、国語分科会の課題として、単漢字による常用漢字表の見直しというよりは、もっと広く語彙の面から作り直していったらいいんじゃないかとも思っています。そんな意見を申し上げてきたんですけれども、そういうことになると、どうしても言葉の、用語、語彙の内容ということに踏み込んでいくこととなります。コミュニケーションという視点からも、我々は報告書を作ったわけですから、そういう意味では、もうちょっと言葉のニュアンスであるとか、意識であるとか、そういうことを幅広く捉えた語彙の面からの検討というのが、これからの大きな課題としてあるのではないのかなと感じています。

○川瀬委員

考え方としては賛同いたします。ただ、それが今私たちに求められていることなのか、それを文化庁の国語分科会国語課題小委員会が率先して提案していくべきことなのかということを考える必要もあるのではないかなと思うんですね。そもそも今回のこの話は、国会決議を受けて話が始まっていることもありますし、私としては、まず用字、漢字の問題として、ある程度の結論なり何なりを出すべきなのかなと思うんです。その上で、もちろん将来的には新しい言葉を考えていくというのが、それはありだとは思いますが、ただ、今の時点では、「害」は気になりませんと言う人と、「害」を使いたくないんですと言う人と、「碍」を使うべきなんですと言う人が三つどもえになっている感じがするんですね、その力バランスはともかくとして。そう考えると、じゃあその三つを包括しつつ新しい言葉を考えていきましようねというまとめ方は、ちょっとどうなんだろうなど。私どもに、それこそ前にもお話ししましたが、課せられた使命なのだろうかというのは、いまだに私の中では引っ掛かっています。

ですから、結論としては、私としては、飽くまでも常用漢字表に入れるべきか入れないべきかという判断に重きを置くのがいいんじゃないのかなと考えています。

○沖森主査

ありがとうございました。

○村上委員

これは川瀬委員の御意見にバッティングするようで恐縮なんですけれども、川瀬委員がおっしゃった、「碍」を常用漢字表に入れるかどうかというのをこの国語課題小委員会で決めるというのは、これはもう当然のことだと思います。まずそれをやらなければならない。

その上でのことなんですけれども、用語の問題として、新しい用語を提案していくというのは、逆に、この国語課題小委員会でやらなければ誰がやるんだろうという気がするんですね。例えば過去に、「痴呆症」が「認知症」というふうに新しい用語に言い替えられて、随分印象が変わりました。「精神分裂症」が「統合失調症」に言い替えられて、これも随分印象が変わりました。それをやはりやった人たちがいたわけですね。それが今、「認知症」「統合失調症」ということで世の中に定着しています。どういところでそれをやったのかというのは、詳細はよく分かりませんが、国語分科会で、国語課題小委員会として国語の問題を考えていく我々の立場からすると、やはりそういう用語の問題にまで踏み込んで考えていくべきなんじゃないかと思います。

○沖森主査

ほかに御意見、御感想等ございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、続いての論点に入りたいと思います。またいろいろ御意見があれば、最後にお伺いしたいと思います。

それでは次に、5 ページのHのところなんですけれども、「今後の国語課題小委員会の審議に期待したいこと」という部分があります。前回の国語課題小委員会では、この内容について、私からも少しお話しさせていただきましたけれども、このHの部分、この国語課題小委員会への期待というような部分について、何か御意見、御感想等あれば、お願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、特にこの点についてはないようでしたら、全般の部分について、何かまだ言い足りないというようなことがあれば、お願いしたいと思います。

(→ 挙手なし。)

特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

では、この最後のHの部分について、これまでの議論を踏まえて、さらには、前回少し申し述べたところと重なるところもありますけれども、最後に私から少し述べさせていただきます。

このHの(1)の選定基準ということについては、昭和21年の当用漢字表は、民主的な社会を作るために、また、教育が円滑に推進されるように、一般の社会生活において使われる漢字をある程度制限するためのものでありました。したがって、社会における漢字使用の実態に基づき、できるだけ客観的な基準によって選定されたものであります。そういった基準からすると、昭和21年当時、「碍」を入れるという判断にはならなかったということでもあります。その結果、明治以降、「うかんむり」の「害」と「いしへん」の「碍」を使った両方の「しょうがい(障害・障碍)」が同じような意味で使われてきたという実態があったことに基づきまして、「うかんむり」の表記の方を使うようにしたということであろうと考えられます。円滑な情報交換を目指す国語施策の在り方からすれば、おのずからそのような整理になったかと思われま

次に、(2)の社会生活に必要なと思われる漢字という点についてでありますけれども、平成22年の文化審議会答申「改定常用漢字表」の考え方におきましては、当時の障がい者制度改革推進本部において、社会全体で「いしへん」の「障碍」を用いることが政策的に決定されることを条件として、追加について検討するというものであったかと理解しております。今更申し上げるまでもありませんけれども、一つの語に対しては一つの表記を目安とするという常用漢字表の性格を保つ上では、この考え方を崩すわけにはいかない面があります。

衆参の委員会決議については、私どもも非常に重く受け止めており、審議の予定を変更してこの課題に取り組んできたところであります。決議は、政府に対し、常用漢字表への「碍」の字の追加の可否を含め、「所要の検討を行うべき」とされており、このうち、追加の可否を含め、国語施策の考え方に沿って検討できることを、委員の皆様方には誠実に御審議していただきてまいりました。また、決議は、政府全体に向けられているものであると認識しております。国語施策以外にもこの課題に関する検討が広がっていくことを希望したいと思っております。

続いて、(3)につきましては、(2)とも重なるところがありますが、やはり、当事者の方々の合意をお待ちしたいというのが、この委員会の大方のと言いますか、大勢の考え方であったと認識しております。当事者の方々の中にも様々な意見があり、まとまっていない中で、国語施策の立場から先んじて判断すべきではないように私も考えております。

今期残されている時間は少なくなっておりますけれども、衆参の委員会から課されている課題を、できれば今期のうちに解決したいという問題意識を持っております。皆様にはお知恵をお借りして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

では、常用漢字表に関する議事はここまでといたしますけれども、何かお気付きの点等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、戻りまして、「議事(1)官公庁における文書作成について」の検討に移りたいと思います。配布資料2「新しい公用文作成の要領」に向けて(報告)(案)」と、その概要である配布資料3、そして配布資料4「公用文作成の要領」を改定する場合

の例（参考資料）（素案）」について、御意見を頂きたいと思えます。

前回の国語課題小委員会では、今回の配布資料4に当たるものを報告の要約版としてお示ししました。この資料の扱いと、配布資料2、3との関係について、先日、主査打合せ会で検討し、報告の本体は2に3の概要を組み入れたものとする、また、配布資料4は、現行の「公用文作成の要領」を、仮に現在のものに近い形で改定しようとした場合にどのような内容とすることが考えられるか、その例となるものを国語分科会として示すための参考資料として、報告とは別に扱うのはどうかということをお提案したいと思えます。

本日は、報告までの時間が限られていることを考えて、配布資料2を中心に、配布資料4と見比べつつ、じっくり読み直しながら御意見を頂こうかと考えております。この期に及んでとお考えにならずに、お気づきの点がありましたら遠慮なくおっしゃっていただきたいと思えます。

では、その前に、三つの資料の扱いと、大きな変更点などについて、事務局から改めて説明していただきたいと思えます。では、全体的な説明を、まずはお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、本日の配布資料2～4につきまして、それぞれの関係ですとか、大きく変更されている箇所などについて、御説明したいと思えます。

まず、これまでそれほど議論になってきていなかったんですが、タイトルが少し変わっています。これまで、「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（報告）」と、「の」が2回入っておりました。これは、実際に「公用文作成の要領」を改定できるかどうかというのが十分にはっきりしていない段階ですので、少しその辺りを曖昧にしていた面もあるんですが、主査打合せ会では、はっきり「新しい「公用文作成の要領」に向けて」というふうに直してはどうかということで、その部分が変わっております。

先ほど沖森主査から御説明いただきましたけれども、配布資料2～4の関係について、主査打合せ会では、これから申し上げるような形にしてはどうかということになっております。まず、長く審議してきていただいている配布資料2、これが報告の本体となること。同時に、配布資料3、一枚物のカラーのものですけれども、こちらは、全体の概要と言いますか、要約というよりは、この報告に目を留めて読んでいただくための入り口のような案内になっておりますので、これはこの配布資料2の中に入れておく。概要と言いますか、この配布資料2をきちんと読んでいただくための入り口となる概要としつつ、また、一枚の資料としてもいろいろなところで活用してはどうかということ。つまり、報告案としては、まず配布資料2があつて、その中に配布資料3の概要を入れ、それをまとめたものを報告案としてはどうかということなんです。

配布資料4ですけれども、これはこれまでいろいろな議論がありました。例えば配布資料2は長いと言いますか、文字が多いので、もう少しシンプルなもの、あるいは配布資料2と配布資料3の中間的なものが必要だという御議論がありました。そういったものを受けて作られたものという側面もあるわけです。それとともに、やはり現行の「公用文作成の要領」というものが非常に短いと言いますか、それほど量がないものであるということがあります。もしもそれを改定という方向に持っていくことができるのであれば、同じような分量の新しい案も持つべきではないかということ。それを意識して、こういったものを国語分科会として御提案いただいたという整理にしてはどうか。ですから、報告そのものとはしないで、報告に参考資料として付けて、こういったまとめ方もありますと示す。場合によっては、配布資料2全体の大きいものが新たな要領になるということもないとは言えないかもしれませんが、現行のもの分量や形式を意識した案を参考資料として付けていただくということなんです。

それからもう一つは、やはり分厚いものよりも薄いものの方が、皆さんが手にしやすいであろうということがあります。仮にこれが「公用文作成の要領」の改定につながらないとしても、薄いものを、例えば文化庁のウェブサイトにも貼り付けて、そこを見てくださった方が配布資料2の方に飛ぶような、そういった仕組みを作って、先ほど概要版が入り口というふうに申し上げましたが、配布資料4を要約版としてまず見ていただいて、更に詳しいことをよく知りたい場合に配布資料2に飛べるような、そういった仕組みを作ってはどうかということが主査打合せ会では話題になりました。

なおかつ、来年度以降、この報告を頂きましたら、事務局の方で、例えば用語の整理であるとか、そういった事務的にできることがあれば積極的に行い、それを文化庁のウェブサイトなどに公開しながら、今回頂く報告とのセットで世の中に使っていただけるようなものにしてはどうかということの主査打合せ会の方で御議論いただいております。

大きなところですが、以上です。

○沖森主査

ただ今の配布資料2, 3, 4について、全体的な説明についてでありますけれども、直接関わる質問、御意見等がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。配布資料4の扱いについては、いろいろと御意見、御感想等があるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

取りあえず先に議事を進めさせていただきます。配布資料2の冒頭から9ページまでについて、質問や御意見を頂きたいと思っております。ここは配布資料4の2ページ目の3行目までと対応しておりますので、あわせて御覧いただきながら、両方に対する御意見を賜りたいと思っております。事務局にページと見出しを読み上げていただき、必要などころでは、変更点などを説明していただいた上で、その当該部分ではしばらくとどまってじっくり御覧いただきながら、1項目ずつ、時間を取って御指摘を頂きたいと思っております。途中でページを遡っていただいてもかまいませんので、活発に御発言いただきたいと思っております。例えば、助詞の置き換えであるとか、文末の表現の修正であるとか、細かなところを含め、このようにした方がより伝わりやすいのではないかといった御意見も頂けると、有り難く存じます。質問に対しては、主査打合せ会の委員からお答えいただきたいと思っております。

では、冒頭から9ページまでの見出しの読み上げと、必要な説明があれば事務局にお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料2の表紙をめくっていただきますと、目次がございます。目次が2ページあった後に、算用数字の1ページが「はじめに」がございます。「はじめに」のところを御覧ください。大きな項目のところだけ読み上げてまいります。少しずつ時間を取りますので、御意見があればおっしゃってください。まず前文があります。そして、「「公用文」の変化への対応」として、一つが「「公用文」の定義と分類」について書かれております。

次の○が「国民に直接向けた文書の平易化」となっております。前回の資料までは、ここに「原則の確認と…」というのがありました。「原則の確認と国民に直接向けた文書の平易化」とあったんですが、「原則の確認と」というのは落として、より強く言いたいところだけを残しております。

そして、2ページに参りまして、「伝わる公用文とするために必要な考え方の提示」、

これは前回まで「伝わりやすい公用文を書くための考え方」でしたが、より分かりやすくなるような書き方に直していただきました。

そして、「社会状況及び日本語の変化への対応」。一つ目の○として「読み手の多様化への対応」。その後、「多様な手段・媒体への対応」、「専門用語や外来語への対応」、「表記の実態を踏まえた対応」となっております。ここまでいかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、先に進めます。3 ページは、「当報告の見方」一凡例のようなところになっております。前回と変わっているところは幾つかあるんですけども、大事なところとして、「3」の最後の2文ですが、「その際、各府省庁で作成されてきた文書等の実態を踏まえ、それらを超えない範囲で新しい考え方を提案している。」となっております。前回までは、「従来の公用文表記とは異なる考え方又は新しい考え方」となっておりますが、田中（ゆ）委員の、「改」というのは必要なくて、全部「新」という表示でいいのではないかという御指摘に合わせてこれは「新」になっております。全て「新」というマークを付けているだけですので、ここは新しい考え方だけにいたしました。

○福田委員

今のところなんですが、「実態を踏まえ、それらを超えない範囲で新しい考え方を提案している。」というふうになると、それらを超えない、旧来の範囲を超えない範囲で新しいというと、何かちょっと違和感があるのかなと思いました。「それらを超えない範囲」というのは、特に必要がないのかなと思ったんです。

○沖森主査

ありがとうございました。

○川瀬委員

ちょっと戻ってしまって恐縮なんですが、2 ページの一番上にある○、「伝わる公用文とするために必要な考え方の揭示」という言葉が、見出しとしては分かりにくいという気がするんです。その下の本文を読めば分かるのでよいのかなと思いつつも、練りに練った結果、かえって分かりにくい見出しになっているんじゃないかという気がします。前の「定義と分類」、「文書の平易化」というのを考えると、ちょっとそれに比べて分かりにくいかなという感じがいたしました。

○沖森主査

では、続けてお願いできますでしょうか。

○武田国語調査官

それでは、4 ページ、「基本的な考え方」を御覧ください。こちらから、配布資料4と併せて御覧いただくとよろしいかと思います。前回、配布資料4については、せっかく新しいものを作るのであれば、もう少し詳しくと言いますか、それだけで使えるようにしてはどうかというお話がありましたので、現行の「公用文作成の要領」の分量を意識しながらも、少し内容を足したりしております。その足した部分は特に赤で分かりやすくお示しするようにいたしました。

では、配布資料2の4 ページに参ります。「基本的な考え方」。

「1 公用文作成の在り方」、「(1) 読み手とのコミュニケーションとしての公用文作成」。

これまでなかったア、イ、ウ、エ、オというものを付けております。「ア 読み手に

理解され、信頼され、行動の指針とされる文書を作成する」, 「イ 多様化する読み手に対応する」, 「ウ 地方公共団体や民間の組織によって活用されることを意識する」, 「エ 解説・広報等では、より親しみやすい表記を用いてもよい」, 「オ 有効な手段・媒体を選択する」としました。

5 ページに進みます。「(2) 公用文の分類」。

「ア 公用文の分類例」, そして重要なものとして、「表) 公用文の分類例」があります。

「イ 分類の考え方」に【告示・通知等】、【記録・公開資料等】、【解説・広報等】。

「ウ 公用文の分類を意識することの意義」, 「エ 施策への関心を育む」。

7 ページに進みます。「2 読み手に伝わる公用文作成の条件」, 「(1) 正確に書く」。

「ア 誤りのない正確な文書を作成する」, 「イ 実効性のある告示・通知等では、公用文の書き表し方の原則に従う」。

「ウ」は前回と見出しが変わっております。前は「解説・広報等でも、基になっている法令などの情報を正確に説明する」でしたが、今回、「基となる情報の内容や意味を損なわない」としています。解説・広報以外でも同様ですので、「解説・広報等でも」というのを落としています。

「エ 関係法令等を適宜参照できるようにする」。配布資料4の方では、もう1個そこに「別のページやリンク先に別途示す。」ということまで書いてあります。配布資料2の7ページの方では、項目の下の本文にそのことが書かれております。

「オ 厳密さを求めすぎない」。

8 ページに参ります。「(2) 分かりやすく書く」。

「ア 読み手が十分に理解できるように工夫する」, 「イ 伝えることを絞る」, 「ウ 遠回しな書き方は避ける」。

「エ」は、前回まで「専門用語や外来語に留意する」となっていましたが、直していただきました。「専門用語や外来語をむやみに用いない」。

「オ 視覚的な効果を利用する」, 「カ 正確さとのバランスをとる」。

9 ページに参ります。「(3) 気持ちに配慮して書く」。

「ア 文書の目的や性格、読み手にふさわしい書き方をする」。ここは前回「読み手」が「対象」になっておりましたが、文書を送る相手については、「読み手」という言葉でなるべく統一しています。

「イ 読み手が違和感を抱かないように書く」, 「ウ 敬意を表す」。

「エ 親しさを伝える」。ここも「親しみやすく」とか、「親しみ」とかとあったんですが、前の報告（「分かり合うための言語コミュニケーション」）にそろえるということで、「親しさを伝える」という形にいたしました。

○福田委員

「ア」のところですが、私が心理学を専門にしているからということだと思うんですが、どうも「文書の目的や性格」の「性格」というのがぴんと来ないんですね。その説明のところには「種類」という言葉が使われているので、「文書の目的や種類」の方が、より明示的かなと思いました。ここの御判断はお任せいたします。

○沖森主査

ありがとうございます。冒頭から9ページまでのところ、今御覧いただいたところ全体を通して何かありましたら。

○善本委員

今、最後に説明をしていただいたところです。4 ページから「基本的な考え方」が始まっていて、特にその中の7 ページ以降は「参照」マークが付いていて、「この全体の中でどこのページに書いてあることを参照してください」ということの意味だろうなと思うんです。比較的、文章の流れに沿って追っていらっしやって、10 ページ以降のローマ数字で始まる内容の中のどこの部分をそこで参照してくださいという流れになっているかなと思っっているんですが、それで追っ掛けていったときに、8 ページの最後の「カ」のところ「参照2(1)」一急にアラビア数字の2 (1) というのが出てきて、これはどこのことだろうなと思っちょっ探してしまい、一つ前の7 ページに戻るのねというふうになったんです。これは、ここに書いてあることが、アラビア数字以降についてのことという位置付けである必要はないのかもしれないんですが、ちょっとこの「参照」の作り方が、ここだけが分かりにくい。なぜここで急に2 (1) なんだろうみたいな感じになっていて、もしうまい工夫があればしていただいて、あるいは3 ページの「当報告の見方」のところ、この四角の「参照」マークについての説明を一文入れておいていただくとかということはあるのかなと思っいました。この「参照」というものの使い方が、普通に読めば、そこを見ればいいですよということなのかなと思っつつ、アラビア数字だの、ローマ数字だのいろいろ使われているので、ちょっとそこを工夫していただいたら、もう少し「参照」の項目が見やすいかなと思っいました。今更で申し訳ないんですけど、もし工夫があれば検討いただければ有り難いです。

○沖森主査

どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○田中（ゆ）委員

一つ質問で、あと、ちょっと気付いたことです。ほかのところでもそうですが、4 ページの「イ 多様化する読み手に対応する」というところで日本語非母語話者のことについては一括してあって、どこかで明示的に扱うことはしないということにしたんでしょうかということ。あえてそのところにフォーカスを当てないようにして、中のところでノンネイティブの人たちに対する配慮というところについては余り前景化しないようにしたのか、このことはどうすることにしてたのでしたっけ、ということが質問です。

ほかに気付いたところで、次の5 ページですけれども、この表ですが、別に頂いている配布資料3と、ところどころ違うところがあるなということ。例えば配布資料3の方では境界線が実線になっているところは、ここは二重波線になっているとか、それから、「記録・公開資料等」の具体例のところの「白書ある人」と入っているのは何かの名残なのかなとか、「解説・広報等」の具体例の、ここでは「質問等への回答」と入っているけれども、それは配布資料3では「Q & A」に吸収されているのかなということなどです。いずれにしても、この配布資料3とところどころ違うところは統一されていた方がいいのかなというふうに思っいました。

それから、8 ページの「オ」です。「視覚的な効果を利用する」というところですが、この最後のところ、「図表やイラスト、ピクトグラム（絵文字）などを用いて視覚的な理解を促す。」とあるのですが、「視覚的な理解を促す」のではなく、見出しに取っっている「視覚的な効果を利用する」とか「活用する」とかでいいのではないかなと思っます。「視覚的な理解」って何だろうということだと思っます。

何か見落としてるところがあるかもしれませんが、さっさと拝見しながら気になったところ、ここでは以上です。

ちょっと戻ってしまうんですが、先ほど、川瀬委員が、2 ページの「伝わる公用文とするために必要な考え方の提示」が分かりにくいと指摘されていっました。私も何かび

んと来ないかなと思ったんですが、この文の最後のところで、「それらに加えて、分かりやすい文章を書くために」と書いてある、それが見出しでもいいのかなとちょっと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、幾つかの点について御説明いただければと思います。

○武田国語調査官

それでは、御質問がありました4ページのところですけれども、この「イ 多様化する読み手に対応する」のところでは、日本語を母語としない方へのことは書かれていないんですが、その次の「ウ」のところに「更には日本語を母語としない人々などに向けた…」と出てきております。実際に日本語を母語としない人たちと接するということを考えると、地方公共団体あるいは民間の方の方が多くであろうということを意識してこちらの方に入れつつ、後の方(29ページ II-6 イ)で1項目出てくるというような形になっています。

○田中(ゆ)委員

何か、配布資料4を見ていてそのことが気になっていたのですが、配布資料2も「イ」のところだけしか見ていませんでした。ありがとうございます。

○沖森主査

表についてはよろしいですか。

○武田国語調査官

表の方については直したいと思います。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

文章の書き方のところなんですけれども、分かりやすく書くということと、読み手が理解できるように工夫するというのは、同じことを言っているんじゃないかなという気がします。どちらかでいいんじゃないでしょうか。読み手が理解できるように工夫するというのは、分かりやすく書くということの中に含まれるんじゃないかなと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○森山副主査

先ほど田中(ゆ)委員がおっしゃったところなんですけど、「表) 公用文の分類例」のところは、ぎざぎざではなくて両方点々にするような感じがいいかなと思います。連続しているんです。ぎざぎざは確かにちょっと分かりにくいんですが、実線よりも点々の方が気持ちは伝わるのかなということをおもいました。

それから、8ページの「オ」も同じようなことを考えていたんですが、少し違っていて、そもそも「視覚的な効果を利用する」のところで、「視覚的な効果」と言うと、何

か色の違いとかフォントの問題みたいなことを想像してしまって、むしろ「図表等を利用する」とか、「効果的に使う」とか、そういう言葉の方がいいのかなと思います。

それと、細かいことなんですけど、その1行目の「文章だけでは分かりにくい場合」という、この「文章」というところなんですけど、「言葉だけでは分かりにくい」としたらどうでしょうか。図表などもあるものが文章というのが一般的な理解だと思いますので。

○川瀬委員

今、森山副主査のお話しになっていた「視覚的な効果を利用する」というところの中に、フォントの話というのはどこかに別項目であったんですけど。見やすく作るという意味もここに入れてしまうのであれば、文字、書体の工夫とか、太字・細字みたいな話もここに入れていいのかなと思うんです。図表、イラスト、ピクトグラム、フォント、太い・細いとかいうものも入れれば、「視覚的な効果」なのかなと思うんですね。確かに、今、森山副主査がおっしゃっていた部分であれば、図表などを利用するとか、そういう言い方が分かりやすいのかなという感じがいたしました。

あと、確かに、先ほど善本委員でしたか、おっしゃっていただきました「**参照**」のこのローマ数字やらアラビア数字って、見ていて気になり出すものすごく気になりますね。これはもしかしたら出来上がったときに、「**参照**p.〇〇」とか、「p.〇〇」とかというものだけでいいんじゃないのかなという気がしました。基本はやはり本編をずっと読んでいっていただければ分かるように書いてあるわけですから、その中で、更にちょっと気になるところがあれば何ページも見えてねという指示の仕方だけでいいのかなという気がします。少なくともローマ数字やアラビア数字がいっぱい並ぶよりは親切だと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、先に進めたいと思います。続きまして、配布資料2の10ページから22ページまでの「I 表記の原則」のところについて御意見を頂きたいと思います。配布資料4の2ページ4行目から4ページの中段までに対応しております。では、見出しの読み上げと、必要な説明があればお願いいたします。

○武田国語調査官

配布資料4の方、特にこの「表記の原則」に関しては非常にコンパクトになっております。配布資料4だけを見ても、具体的なことは配布資料2を見ないと分からないということになってはいますが、これはやはり「公用文作成の要領」—「要領」ということを考えたときには、この程度になるのではないかということです。

では参ります。「I 表記の原則」, 「I-1 漢字の使い方」, 「(1) 漢字使用の原則」。

「ア 常用漢字表にある字種(漢字)や音訓を用いる」, 「イ 字体は常用漢字表に示された通用字体, 表外漢字字体表の印刷標準字体を用いる」, 「ウ 固有名詞(地名・人名)には常用漢字表にない漢字も使うことができる」, 「エ 読み手への配慮に基づき, 原則と異なる書き方をする場合もある」。

11ページに参ります。「(2) 常用漢字表の字種・音訓で書き表せない場合」。

「ア 仮名で書く」, 「イ 音訓が同じで, 意味の通じる常用漢字を用いて書く」, 「ウ 常用漢字を用いた別の言葉で言い換える」。

12 ページに参ります。「エ 表にない漢字だけを仮名書きにする，又は，振り仮名を付ける」，「オ 振り仮名は，原則として表にない漢字・音訓のみに付ける」，「カ 振り仮名が使えない場合には，括弧内に読み方を示すこともできる」。

13 ページに参ります。「(3) 常用漢字表に使える漢字があっても仮名で書く場合」。

「ア 仮名で書く」。「助詞」，「助動詞」，「補助動詞」，「形式名詞」，「指示代名詞」，「漢字の持つ実質的な意味が薄くなっているもの」，「いわゆる当て字や熟字訓（常用漢字表の付表にある語を除く。）」。

「イ 仮名書きを基本とするが一部のものは漢字で書く」。「接続詞」，「連体詞」，「接頭辞・接尾辞」。

この後，「ウ 動詞，副詞，形容詞のうち一部のものは仮名で書く」は大きく直しております。これまで「動詞のうち仮名で書くもの」，それから「副詞のうち仮名で書くもの」というものが挙げられていたんですが，ここに，「ある」と「ない」という例が紛れていました。これは非常に扱いが難しいところがございます，それをあえて独立させた書き方にいたしました。少し詳しく御説明いたします。動詞のうち仮名で書くもの，例えば「居る」と書いてこれを「いる」と読めるわけです。同様に，「なる」に関しても，「1万円になります」の「なる」は仮名ですが，「歩が金に成る」というような，何か物が変わるというようなことを示すときには漢字を使うというようなことがあります。

それから，「ある・ない」については，これは使い分けが揺れている面もあるかと思えます。例えば「問題がある」，「欠点がない」といったものは仮名で書くことになっています。ただ，有無の対照や所在・存在の意を強調するときには，「財産が有る」とか「有り・無し」，「在り方」，「在りし日」，「日本はアジアの東に在る」といった場合に漢字で書くということがあります。それを少し詳しく書き加えております。

「エ 常用漢字表にあっても法令に倣い仮名で書く」，「オ 読み手への配慮や社会の慣用に基づいて，仮名を使う場合もある」。

よろしいでしょうか。特に「ウ」の辺りはいかがでしょうか。

15 ページに参ります。ここも大きな変更を加えております。これまで5項目であったものを3項目に整理しました。

「ア 送り仮名は「送り仮名の付け方」による」。

「イ 読み間違えるおそれのない複合語の名詞（186語）は，送り仮名を省く」。この部分ですが，186の例がずっと挙がっている後に2行，同様の漢字を使う複合の語でも，動詞については本則に従って書くと書いてあるところは，以前，1項目として独立していました。これを注意書きのような形にしています。

「ウ 文書の性格や読み手に配慮し，送り仮名を省かずに書くこともある」。これは上に挙がっている186に関して，公用文独特の書き方ですので，学校で習うような形で書いてもいいですよということを言っています。今まで別の項目になっていた事柄を，ここでも最後のところで補足としております。「送り仮名の付け方」の通則7というところには，世の中で送り仮名を省くことが既に定着している，「慣用が固定していると認められる」ものについては送り仮名を省くということが書いてあります。それは「送り仮名の付け方」の基本的な考え方ですから，本来は迷う必要はないんですが，ある送り仮名の付け方が慣用として定着しているかどうか迷う場合があります。そういった迷った場合には本則で書くこともできるということが，ここにさらっと書かれています。

大きな変更があったところですがけれども，よろしいでしょうか。

○岩田委員

幾つか提案したものを踏まえてまとめてくださってありがとうございます。これで

結構です。

○武田国語調査官

16 ページに参ります。「I-3 外来語の表記」。

「ア 外来語の表記は「外来語の表記」（平成3年 内閣告示第2号）による」、「イ 日本語として発音しやすいように表記する」、「ウ 必要な場合には原語の発音に近づくように書く」、「エ 長音は、原則として長音符号を使って書く」。

17 ページ、「I-4 数字の使い方」。

「ア 横書きでは算用数字を使う」、「イ 大きな数は、三桁ごとにコンマで区切る」、「ウ 兆・億・万の単位は漢字を使う」。

「エ 全角・半角を文書内で統一して使い分ける」。前回までは「適切に使い分ける」となっていたのですが、「文書内で統一して」と、具体的に書かせていただきました。

「オ 概数は漢数字を使う」。

「カ 語の構成用語として用いられる数などは、漢数字を使う」。例として（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）が示されています。

18 ページに参ります。「キ 縦書きする場合には漢数字を使う」、「ク 縦書きされた漢数字を横書きで引用する場合には、算用数字にする」。

「ケ 算用数字を使う横書きでは「○か所」「○か月」と書く」。ここは「か」の使い方です。

これ以降、これまで、下に挙がっている（付）①、②、③がそれぞれ大きな項目になっていたのを（付）に言わば格下げしております。これはどういうことかと申しますと、配布資料4の2ページを御覧ください。Iの「4 数字を使う際は、以下の点に留意する」という形で、この配布資料2の内容が要約されているんですが、（付）の部分に関しては、世の中一般のルールと大きく変わらないところがあります。配布資料4を作成する段階で、特に示すべき公用文作成のルールとして載せるまでもないであろうということで1段下げて（付）になったということです。よろしいでしょうか。

（→ 挙手なし。）

では、19 ページに参ります。「I-5 符号の使い方」、「（1）句読点や括弧の使い方」。

「ア 句点には「。」読点には「，」を用いる。横書きでは、読点に「，」を用いてもよい」、「イ 「・」（ナカテン）は、並列する語、外来語や人名の区切り、箇条書の冒頭等に用いる」、「ウ 括弧は（）（丸括弧）と「」（かぎ括弧）を用いることを基本とする」、「エ 括弧の中で文が終わる場合には句点（。）を打つ」、「オ 文末にある括弧と句点の関係を使い分ける」、「カ 【】（隅付き括弧）は、項目を示したり、強調すべき点を目立たせたりする」、「キ そのほかの括弧等はむやみに用いず、必要な場合には用法を統一して使用する」。

「（2）様々な符号の使い方」、20 ページです。

「ア 必要に応じて「?」「!」を用いる」、「イ 他の符号を用いる場合には、文書内で用法を統一し、濫用を避ける」、「ウ 矢印や箇条書等の冒頭に用いる符号は、文書内で用法を統一して使う」、「エ 単位を表す符号を用いる場合は、文書内で用法を統一して使う」。

21 ページに参ります。「I-6 その他の原則」。

「ア 文の書き出しや改行したときには1字下げする」、「イ 繰り返し符号は「々」のみを用いる。2字以上の繰り返しはそのまま書く」、「ウ 項目の細別と階層を示す」、「エ アルファベットを用いるときには全角・半角を適切に使い分ける」、「オ 日本人の姓名をローマ字で示すときには、姓一名の順に表記する」、「カ 電子的な情

報交換では、内容が意図するとおりに伝わるよう留意する」、「キ 読みやすい印刷文字を選ぶ」、「ク 略語は元になった用語を示してから用い、必要に応じて説明を添える」、「ケ 図表を効果的に用いる」。

○沖森主査

今御覧いただきました「I 表記の原則」全体を通して、何かあればお願いいたします。田中（ゆ）委員、お願いします。

○田中（ゆ）委員

16 ページなんですけれども、「イ 日本語として発言しやすいように表記する」のところでは「日本語として発音しやすいよう書き表す。」と書いてあるんですが、最後のところで、「広く使われ理解されている表記を用いる。」になっています。発音の話なのか、実際に表記として用いられているのかということで、ちょっと迷います。それと、日本語として発音しやすいというのはどういうことなのかというのは、やはり人によって違うと思うんですね。特に新しい音韻については、世代などに代表されるような属性によっても結構違うと思うので、発言うんぬんといった話を持ってくると面倒かと…。「私は「フィ」とか「ヴァ」とかの方が発言しやすいのよ。」という人がいるかもしれないとも思うので、最後のところは「理解され」ではなく、「広く使われている表記を用いる」ぐらいにしておいた方がいいのかなと思います。発音なのか、表記なのか、どちらも関係あることではあるものの、この短い説明であれこれ言うよりは、広く使われている表記を用いることを勧めるといった方が、ごちゃごちゃしないと感じました。

あと、19 ページです。こちらの「ア」のところなんですけど、ここは、従来のコンマも使っていいよ、ただし混在しないように留意してねというふうに書いてあります。配布資料4の3ページの5の(1)のところでは、「用いてもよいが一つの文書内でどちらかに統一する。」というふうに、余り今回の提案の中で推奨していない、接続助詞でだらだらつなげていく言い方になっています。配布資料2の19ページの書き方がいいのかなと思いました。

それから20ページです。「ア」の感嘆符の例のところでは、「皆さんでお越しく下さい！」となっているんですが、全体を通して、いわゆる尊敬語や謙譲語は使わないようにして「です・ます」ベースにしましょうと言っているので、例は、尊敬語や謙譲語を使わないで統一した方がいいのかなと思います。ちょっと難しいかもしれないですし、見始めると切りがないかもしれませんが、一般には何が尊敬語で、謙譲語で、どこまでが「です・ます」なのかみたいところは、何か例を見ながらやると思うので、推奨していることと違う例はなるべく少なくした方がいいのかなと思いました。

それから21ページです。これも21ページに限ったことではなくて、あれっと思っただけでぱらぱらと見たら、似たようなことが一杯あったんですが、なお書きとか但し書きで推奨しているようなものの文末の表現のところでは、この「ア」のところでは、「工夫を行うことがある」といって、何だか自然にそういうことが生じているからみたいな形の書き方になっているところと、「ウ」のところのように、「こともできる」というような、そういうことをしてもいいよといったところが少し前景化したような書き方のところが、ほかにも結構まちまちにあります。文末が単調にならないようにという工夫なのかと思うんですけども、何か自然にそうになっているというよりは、この報告そのものが、「…してね」とか、「…してもいいよ」なので、自然になっている形じゃないような文末表現の方がより適切なのかなと感じました。

それから、22ページです。これは先ほど川瀬委員がおっしゃっていたのは別の話で、8ページのところで問題になっていた「視覚的な効果」とは何かという疑問です。

ここに「ケ 図表を効果的に用いる」が入っているのだったら、先ほどのところはいわゆる絵記号とかピクトグラムとかということにするのか、二つ入っているけどまあいいかと考えるのか。いわゆるビジュアルイメージみたいなもの、イラストとか、アイコンとか、ピクトグラムとかはどう考えるのかというようなところは、両方に入っているのか、それぞれ重きを置いているところが違うからいいのかというようなところが、あれっと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

○森山副主査

17 ページの「カ」の（エ）のところなんですけれども、「歴史，伝統文化，仏事等の用語」とあるんですが、仏事というと、仏教だけに何か固定してしまうようなので、「宗教」とした方がいいのかなと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。

では、続けまして、時間の関係上、配布資料 2 の最後まででよろしいでしょうか。では、23 ページ以降、最後までのところを読み上げていただいて、説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、読み進めてまいります。23 ページ、「Ⅱ 用語の使い方」。

「Ⅱ－1 法令・公用文に特有の用語の扱い」、このページに少し大きな変更があります。これまで、法令・公用文に特有の用語は、しっかりとその用法を理解しておくというような文脈だったんですが、ここは「適切に使用し、必要に応じて言い換える」と、分かりやすく伝えるべきときには言い換えるということまで踏み込んだ書き方になっております。「法令・公用文に特有の用語は適切に使用し、必要に応じて言い換える」。特にこの「及び・並びに」、「又は・若しくは」という言葉遣いというのは、法令との関係でよく取り上げられるところですので、そこを中心に、「そのほか、次のような語の用法に留意する」ということで、「場合・とき」、「直ちに・速やかに・遅滞なく」などを挙げております。

24 ページ、「Ⅱ－2 専門用語の扱い」。「専門用語は、語の性質や使う場面に応じて分かりやすくする工夫をする」。

「ア 言い換える」、「イ 説明を付けて使う」、「ウ 普及を図る」。

「Ⅱ－3 外来語への対応」。「外来語は、語の性質や読み手に応じて対応を判断する」。

「ア そのまま使う」、「イ 言い換える」、「ウ 説明を付ける」、「エ 使い方を工夫する」。

26 ページ、「Ⅱ－4 専門用語や外来語の説明の仕方」。

「ア 段階を踏んで説明する」。前は「段階を踏む」だけでしたが、御提案を頂いて、変えております。

「イ 意味がよく知られていない語は、内容を明確にする」、「ウ 日常では別の意味で使われる語は、混同を避けるようにする」。

「Ⅱ－5 紛らわしい言葉の扱い」。

「ア 誤解や混同を避ける」、「イ 曖昧さを避ける」。

28 ページに参りまして、「ウ 冗長さを避ける」。

29 ページに参ります。「Ⅱ－6 文書の目的、媒体に応じた言葉の使い方」。

「ア 誰に向けた文書であるかに留意する」。

「イ 日本語を母語としない人々に対しては平易で親しみやすい日本語を用いる」。本文の中で「やさしい日本語」という言葉を2回使っています。

「ウ 敬語など相手や場面に応じた気遣いの表現を適切に使う」。前回までは「待遇表現」という言葉が使われていましたが、ここはこういった表現に直し、本文の中に「待遇表現」という言葉移しました。

「エ 使用する媒体に応じた表現を用いる」。ここには「くださった」という表現がありました、落としました。それで、代わりに「親しみやすい表現による書き込みの例もある。」という程度にとどめています。

30 ページ、「Ⅱ－7 違和感や不快感を与えない言葉の使い方」。

「ア 偏見や差別につながる表現を避ける」, 「イ 特定の用語を避けるだけでなく読み手がどう感じるかを考える」, 「ウ 過度に規制を加えたり禁止したりすることは慎む」, 「エ 共通語を用いて書くが、方言も尊重する」。

「Ⅱ－8 その他の表現の工夫」。

「ア 聴き取りにくく難しい漢語を言い換える」, 「イ 「漢字1字+する」型の動詞を言い換える」, 「ウ 重厚さや正確さを高めるには、述部に漢語を用いる」, 「エ 分かりやすさや親しみやすさを高めるには、述部に訓読みの動詞を用いる」, 「オ 紋切り型の（型どおりの）表現や構成は効果が期待されるときにのみ用いる」。

32 ページ、「Ⅲ 伝わる公用文のために」, 「Ⅲ－1 文体の選択」。

「ア 文書の目的や相手に合わせ、常体と敬体を適切に選択する」, 「イ 一つの文・文書内では、常体と敬体のどちらかで統一する」, 「ウ 常体では「である・であった」体を用いる」, 「エ 文語の名残に当たる言い方は、分かりやすい口語体に言い換える」, 「オ 「べき」は「～すべき…」の形で使う」。

この下に（付）として付けたものは、今まで項目として挙がっていたんですが、文語調は使わないということが原則ですので、これは（付）にいたしました。

33 ページ、「Ⅲ－2 標題、見出しの付け方」。

「ア 標題（タイトル）では主題と文書の性格を示す」。また「性格」が出てきました。

「イ 分量の多い文書では見出しを活用し、論点を端的に示す」, 「ウ 中見出しや小見出しを適切に活用する」, 「エ 見出しを追えば全体の内容がつかめるようにする」, 「オ 標題と見出しを呼応させる」, 「カ 見出しを目立たせるよう工夫する」。

34 ページ、「Ⅲ－3 文の書き方」。

「ア 一文を短くする」, 「イ 一文の論点は一つにする」, 「ウ 三つ以上の論点を並べるときには箇条書を利用する」, 「エ 基本的な語順を理解しておく」, 「オ 主語と述語の関係が分かるようにする」。

「カ 接続助詞や中止法を多用しない」。中止法というのは専門用語になるかもしれませんが、本文の中で説明をしています。

「キ 同じ助詞を連続して使わない」, 「ク 修飾節は長いものから示すか、できれば文を分ける」, 「ケ 受身形をむやみに使わない」, 「コ 二重否定はどうしても必要なとき以外には使わない」, 「サ 係る語とそれを受ける語、指示語と指示される語は近くに置く」, 「シ 言葉の係り方によって複数の意味に取れることがないようにする」, 「ス 読点の付け方によって意味が変わる場合があることに注意する」。

最後、「Ⅲ－4 文書の構成」。

「ア 文書の性格に応じて構成を工夫する」, 「イ 結論は早めに示し、続けて理由や詳細を説明する」, 「ウ 通知等は既存の形式によることを基本とする」, 「エ 解説・広報等では、読み手が望む構成を考える」, 「オ 分量の限度を決めておく」, 「カ

「下記」「別記」等を適切に活用する」。
以上です。

○沖森主査

配布資料 2 の 23 ページ以降につきまして、何かお気付きの点があればお願いいたします。

○田中（ゆ）委員

細かいことばかりで申し訳ないんですけども、24 ページ、25 ページのところでは、24 ページが専門用語、25 ページが外来語になっていて、見出しが変わっています。そのトップのところは、専門用語は「語の性質や使う場面」になっていて、外来語は「語の性質や読み手に応じて」と変えられている。ただ、「読み手」というのも場面の一つなので、こっちも場面でいいんじゃないのか、広めに取った方がいいんじゃないのかと思いました。工夫されたところだったら申し訳ないんですけど、何か狭める必要もないのかと思いました。

29 ページです。「ア」のところですが、「読み手」というふうにはずっと統一してきているのに、ここだけ「誰に向けた文書であるか」になっているので、せっかく統一してきたのになと思いました。

それから 31 ページです。「オ」ですが、「紋切り型の（型どおりの）」ですが、これは「紋切り型（型どおり）の」でいいのかなと思いました。

あとは配布資料 4 との関わりについて、32 ページのところでは、常体と敬体の話がずっとなされています。このページの中では常体（である体）一後で「だ」も出てきちゃうから、ここは「だ・である体」にした方がいいのかもしれないとは思いますが一敬体（です・ます体）というふうになっていて、このページの中では、最初に常体とはどれのことを指し、敬体とはどれのことを指しとなっていながら、以下のところはそうっていない。「である体」とか「です・ます体」という形で述べていくという構成になっていると思うんです。一方で、配布資料 4 はいろいろな言い方をしています。「です・ます」とか、（です・ます体）とか、結構終わりの方になってから「常体（である体）」とか出てきたりしています。この報告で推奨しているように、ちょっと分かりにくいものは、意味が分かるようにしたもの最初に示して、あとは統一した形で示していく方がいいと思いました。ここもそうだし、配布資料 4 は、特に赤字のところは気になりました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○村上委員

「共通語を用いて書くが、方言も尊重する」とあったんですが、これは文学作品の場合だとよく分かるんですけども、公用文でちょっと具体的にイメージできないんですが、どういう場面を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○武田国語調査官

例えば、広報ですとか SNS などを使った発信に使われている例がよくあるということで、ここに取り上げております。典型的な公用文では、やはり共通語を使うのが普通ですけども、今、役所が発信するものがいろいろと広がっておりますので、そういった広報ですとか SNS を意識して項立てされたということかと思えます。

○村上委員

分かりました。ありがとうございます。

○川瀬委員

36 ページ、「文書の構成」の「エ」のところ。「解説・広報等では、読み手が望む構成を考える」、これは前回も確かちょっと気持ちの中で引っ掛かっている、感覚的なものかなと思ったんですが、発言させていただきます。

「読み手が望む構成を考える」というのは、ちょっと一周行ってきている感じがするんです。「解説・広報等は読み手の視点で構成する」でいいんじゃないのかなという気がします。下の文章を読んでいくと、読む人の立場で書きましようねというのは、全体のこの文章そのものがテーマではあるんですけども、読み手の視点という言い方の方が分かりやすいかなという気がしました。

あとは、一番下の2行。「読み手に対して複数の選択肢を示し、いずれか一つを選んでもらった上で読み進めてもらうような場合には」というのは、これは、アンケートみたいなもので、「Q1が…の方はこっちを読んでください」とか、そういう意味の文章なんですよね。「それぞれの選択肢を排他的に分けておき」とか、何か文章が難し過ぎて、一瞬何なんだろうと思いました。結構極端な例かもしれないので、この2行は外して、文書の構成の中であえて触れなくてもいいのかなという気もいたします。ただ、ここは感覚に個人差があると思いますので、お任せいたします。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

そろそろ終了予定時刻を過ぎてしまいましたので、一旦ここでこの議事は終了させていただきますと思います。

本日頂いた御意見は、主査打合せ会で整理した上で、2月の国語課題小委員会でもた御議論いただき、最終的な案として御検討いただきたいと思っております。

少し時間がなくなりましたので、言い足りないこと等があるかと思えます。何かお気づきの点があれば、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思えます。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかに特になければ、本日の協議については、以上で終わりたいと思えます。時間がなくて誠に申し訳ありませんけれども、また次回、御意見を頂ければと思えます。

本日もオンラインでの開催となりましたけれども、無事に終えることができました。どうもありがとうございました。また、報告案の取りまとめに向けて、今後、メールなどを通して委員の皆様方から御意見を頂く機会が増えるかと思えます。御多忙のところ恐縮ですが、事務局から連絡があったときには、是非とも御協力のほどお願いいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。